

知政第 12 号  
令和7年4月1日

一般社団法人新潟県商工会議所連合会  
ご担当者様

新潟県知事政策局政策企画課長  
(公印省略)

## 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度の 開始について（通知）

日頃より、本県の男女共同参画推進の施策・取組にご協力いただき感謝申し上げます。

県では、新たに、多様で柔軟な働き方の推進や仕事と家庭・その他の活動の両立支援、女性の登用・育成などに積極的に取り組む企業等を認定する、「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度」を創設し、令和7年4月1日から受付を開始いたしましたので、お知らせします。

制度の開始につきまして、会員及び関係企業の皆様に周知くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 制度の概要

##### (1) 認定要件達成状況に応じた2段階の認定区分の設定

- ・認定要件の達成状況に応じて、「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業」と上位の認定である「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業（ゴールド認定）」の2つの認定区分を設定

##### (2) 定量的な認定要件の設定

- ・割合や時間など数値で表すことができる定量的基準（例：育児休業等取得率、年休取得率、時間外労働時間、女性管理職比率など）を中心とした認定要件を設定

##### (3) 知事表彰及び優良・先進事例の積極的情報発信の実施

- ・実践企業（ゴールド認定）のうち、特に優れた取組を実践する企業について、知事表彰するとともに、先進事例について広報媒体等を通じた情報発信を実施
- ・実践企業（ゴールド認定）については、認定要件の達成状況を公表

#### (4) メリット

- ・従来のハッピー・パートナー登録メリットに加え、新たに女性の採用や職域の拡大のための取組や職場環境設備整備等に要する経費補助など、新たなメリットを追加
- ・実践企業（ゴールド認定）については、実践企業よりも有利なメリットの利用が可能

#### (5) 認定時期

令和7年10月1日から（4月1日から随時申請受付）

※詳細は県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seisaku/hatarakikata-jyosei.html>

## 2 制度の申請・お問い合わせ先

制度の申請方法や認定要件、ご不明な点などについては、以下の申請・問合せ先までお問い合わせください。

#### 【申請・問合せ先】

公益財団法人新潟県女性財団

（新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定事務局）

電話：025-285-6610

E-mail：nintei-jimukyoku@npwf.jp

【担当】男女平等・共同参画推進室 梅内

電話：025-280-5787（直通）

E-mail：ngt000160@pref.niigata.lg.jp